

大分基署発 0824 第3号  
平成 29年 8月 24日

一般社団法人大分県産業廃棄物協会長 殿

大分労働基準監督署長



清掃業における労働災害防止に向けた取組について（要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の推進、とりわけ、労働災害防止対策の取組の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、当署管内のビルメンテナンス業、廃棄物処理業等の清掃業における休業4日以上  
の労働災害は、7月末現在で24件発生し、昨年同期の17件から7件も増加しております。

災害の内容を見ますと、ビルメンテナンス業では通路・作業場所での転倒災害が多く、  
廃棄物処理業では、本年5月に市清掃センターのごみピットへ墜落した死亡災害が発生し  
ているなどパッカー車等の車両に関連する災害が多く発生している状況にあります（別紙  
災害事例参照）。

このような状況を踏まえ、事業場の安全衛生管理を徹底し、労働災害のない職場づくり  
のため、災害事例を踏まえ、下記の事項の推進につきまして、貴協会傘下の会員事業場へ  
周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- (1) 経営トップ自らが、労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進す  
ることの所信表明を行い、安全衛生管理活動に率先して参加し、担当者への権限の付  
与、必要な予算の確保を行うこと。
- (2) 労働災害防止の担当者である安全衛生推進者又は安全管理者は、職務を徹底し、労  
働災害を未然に防止する取組を活発なものとする。
- (3) 「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく作業場所の総点検、ヒヤリハット収  
集活動等による危険箇所の把握を行い、適切な改善を図ること。
- (4) パッカー車をはじめとした車両や機械装置類について、安全な取扱方法徹底のため  
の再教育及び運転時の合図の明確化を図ること。また、回転部の覆い、非常停止スイ  
ッチ等の安全装置の設置及び機能の保持を行うこと。
- (5) 労働災害防止用ロゴマーク「Safe Work OITA」を掲示する等により、安全意識の向  
上啓発を推進すること。（大分労働局ホームページよりダウンロードできます。）

担当部署 大分労働基準監督署  
安全衛生課  
電話 097-535-1513